

財務省告示第三百五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十八年七月十日に発行した割引短期国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百四回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 用を「振替法」という。）の規定の適用  
機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第 非

五 募入決定の 価格競争

イ 入札発行 各申込みのうち応募額の高い

もの中からその応募額を順次割り

当てる。

十一 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金					七 イ 払 込 金 額					六 イ 発 行 額					口									
		行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 入 札 発 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	イ 払 込 金 額	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 入 札 発 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争		イ 発 行 額	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 入 札 発 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場		
平成十八年七月十日	すの額の振替法の規定による最低額の金簿	千 万 円					一 兆 八 千 二 百 十 九 億 千 五 百 四 十								額 億 五 千 万 円 で 七 百 三 十 八 億 五 千									込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 申 込

